

# 小学校における外国人児童への日本語指導に関する研究

—— 水戸市立小学校の教育実践に着目して ——

加藤 優季\*・佐藤 環\*\*

(2022年9月7日受理)

The Japanese Language Guidance for Foreign Children in the Elementary Schools Founded by Mito City

Yuuki KATO and Tamaki SATO

キーワード:外国人児童, 日本語教育, 小学校, 水戸市立小学校, ハンドブック

本研究の目的は、茨城県水戸市立小学校にて行われている日本語指導担当者の実践を取り上げ、外国人児童に対する日本語教育の地域的特色を考察することにある。学校教育法施行規則改正により2014(平成26)年4月から日本語指導が「特別の教育課程」となり、日本語指導を必要とする児童生徒が在学していれば各学校・各自治体の責任でその指導体制を整備しなければならなくなった。その整備過程において外国人児童生徒への指導に対する種々の課題が生まれ、学校現場はそれらを解決すべく試行錯誤を重ねているほか、学術的研究も蓄積されている。水戸市において日本語指導を必要としている児童数は多くはないため、その指導体制を順次整備しているものの少数の日本語学級を担当する加配教員・日本語指導員を配置して対応しているところである。担当教員が受け持つ児童は日常の日本語をある程度理解している、つまり生活言語の力がついていく段階の児童であり、彼らは専ら学習言語の習得を目的とした指導を日本語指導教室にて行っているが、茨城県教育委員会作成「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック」は参考程度で、教員が児童の状況を鑑みながら教材作成や指導を行っている。その際、学級担任との連絡、保護者との連携の重要性を指摘する。なお、今後の教育体制充実の課題となっている学校に常駐する加配教員、非常勤の日本語指導員ともに研修を充実させることを望んでいる。

## はじめに

本研究の目的は、茨城県水戸市立小学校にて行われている日本語指導担当者の実践を取り上げ、外国人児童に対する日本語教育の地域的特色を考察することにある。

1990年の入国管理法改正により日本で生活をする外国人が急増した。それに伴い、日本の学校で教育を受ける外国人児童生徒も増え、近年では毎年7万人を超す外国人児童生徒が公立の小学校・

---

\*株式会社 Geckly (東京都渋谷区)

\*\*茨城大学教育学部

中学校・高等学校等で日本人の児童生徒と一緒に学校教育を受けている。外国人児童生徒への教育をどのように行うかは各自治体に任されているが、学校教育法施行規則改正により 2014（平成 26）年 4 月から日本語指導が「特別の教育課程」となり、日本語指導を必要とする児童生徒が在学していれば各学校・各自治体の責任でその指導体制を整備しなければならなくなった<sup>1)</sup>。その整備過程において外国人児童生徒への指導に対する種々の課題が生まれ、学校現場はそれらを解決すべく試行錯誤を重ねているほか、学術的研究も蓄積されている<sup>2)</sup>。日本語教育は「外国人」児童にのみ適用されるのではなく、文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」では「日本語指導が必要な児童生徒」を、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」と定義し、「帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒」が日本語指導の対象とした。つまり、「日本語指導が必要な児童生徒」には、日本国籍の児童生徒も含まれる。また、文部科学省は日本語指導担当教育の参考に供するため「日本語指導担当教員の役割」（2019 年）を出して、取り出し指導（日本語教室・日本語学級のこと）における日本語指導の基本的な内容や指導方法を 5 つのプログラムとして提示した<sup>3)</sup>。ただ、このプログラムは理念先行的であるため、各学校にて地域の実情に適合した実践を模索せねばならない。

キーワードの定義については、以下の通り。

「外国人」とは、それぞれの国においてその国の国籍を有しない者のことである<sup>4)</sup>。日本においては、外国の国籍を有する者と無国籍者とに分けられ、例外的に日本国籍と外国国籍の二つを有する者を外国人として取扱う場合もあった<sup>5)</sup>が、通常は外国と日本の国籍をもつ二重国籍者は「外国人」とみなされない。「日本語教育」とは、文化庁の「日本語教育の推進に関する法律・概要」（2019 年）によると、「外国人等が日本語を習得するために行われる教育、その他の活動（外国人に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む）」であり、「国語教育」と区別される。国語教育は、学習指導要領により、言語能力の向上と人間形成を目的に、聞くこと・話すこと・読むこと・書くことを中心に進められる。端的に言うと「日本語教育」は外国人等が日本語を習得するための教育、「国語教育」は日本語を言語として学ぶだけではなく、日本語（母語）を媒介とした人間形成を目的とした教育である。

## 世界の母語教育

### (1) 海外の母語教育

労働力不足解消を目的に 20 世紀後半から移民を積極的に受け入れてきた国々がある。その多くは移民がその国で生きていくために必要な言語能力や社会に関する知識を身に付けるための公的な学習機会を提供しており、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、オランダ、ポルトガル、スロベニア、イギリスは、国あるいは自治体レベルで移民向け自国語（移住先の言語）教育プログラムを実施している。特に著名なのは、ドイツの「社会統合プログラム」や、オランダの「市民統合プログラム」である。

ドイツでは、2005年から「社会統合プログラム」を実施し、600時間（学習者の言語学習の背景等により400時間から900時間までの幅がある）のドイツ語授業と30時間から45時間のドイツ社会に関するオリエンテーションの受講が義務付けられている。更に、海外における在住外国人の言語学習制度「ドイツの在住外国人に対する言語学習制度」をみると、ドイツのニーダーザクセン州では、州内教育に関する規定第54条により「十分なドイツ語能力のない児童のために特別支援をする」と明記されており、言語能力判定については「入学時点で学校教育を受ける年齢に達している児童に対し、ドイツ語能力を対話で確認し、当該児童の学齢と言語能力に差がある場合、特別準備授業を提示する」となっている。小学校1年生から4年生は週20時間、5年生から10年生は週30時間のクラスが設置される。

オランダではドイツに先んじて1998年より、「市民統合プログラム」の受講を義務付け、オランダ語とオランダ社会に関する知識を学ぶ機会を与えられていた。しかし、2006年以降の入国者について、その受講は任意となり、その代わりに市民統合テストに合格することを永住許可申請の際の条件にするという方向転換を図った。その他、アメリカでの成人教育の一環として英語を学ぶ機会を保障する施策や、韓国の結婚移住者等に対して統合プログラムが実施されるようになっている。

世界の母語教育の潮流は、受講が義務化されているほか、早くから学習プログラムが規定されているが、これらはあくまで「移民」に対する教育プログラムである。

## (2) 日本の状況

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について<sup>6)</sup>によると、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数が年々増加傾向にあり、特に小学校においては平成19年度が18,142人であったのに対し、平成30年度には26,092人と、11年間で約8,000人も増加している。また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校数を見ると、小学校では平成19（2007）年度が3,639校であったのに対し、平成30（2018）年度には4,846校と、1,200校以上も増加している。だが、そのうち日本語指導等特別な指導を受けている者の割合は平成19年度から90%を超えることはなく、平成30年度に至っては79.3%であった。つまり、外国籍の児童生徒全員が日本語指導を受けられない状況が10年以上も続いていることになる。その調査のなかにある「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）」の小学校に焦点を当てて見ると、1位愛知県（6,146人）、2位神奈川県（2,845人）、3位静岡県（2,107人）となっており、茨城県（813人）は11位である。

文部科学省の「外国人児童生徒の適応指導や日本語指導について<sup>7)</sup>」によると、学習指導要領に基づき、公立学校に在籍する外国人児童生徒に対しては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導、つまり、日本語の習得や教科指導、不適応の問題に配慮するとともに、外国人児童生徒が有する外国での生活や外国の文化に触れた体験を、教科や総合的な学習の時間などの中で、本人及び他の児童生徒の学習に生かせるような取り組みを行うことが求められた。また、「日本語指導を行う教員の加配措置」や「指導にあたる教員や校長、教頭等の管理職を対象に、外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修」や「JSLカリキュラムの開発<sup>8)</sup>」、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業<sup>9)</sup>」などの取り組みがなされているけれども、具体的な時間数や教育方法などは示されていない。文部科学省は外国につながる子ども支援のためのサイト「CLARINET」を開設して情報を発信しており<sup>10)</sup>、外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ、

帰国・外国人児童生徒等の現状についての各種調査結果、施策などについての情報が提供され、「外国人児童生徒受入の手引き」もこのサイトに掲載されている。この手引きには、管理職や担任それぞれの役割が明記されているほか、「就学ガイドブック」が8言語で入手でき、加えて基礎的な知識を学べる「外国人児童生徒等教育に関する研修用動画」も掲載されているため、十分に周知されているとはいいがたいけれども教員が活用できる情報は入手しやすい。

## 日本語指導のためのハンドブック

### (1) 日本語指導のためのハンドブック

「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック」は、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒のための学習手引きのことであり、生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用しやすいように、英語や中国語、フィリピン語（タガログ語）などが用意されている。このようなハンドブックは、各都道府県で独自に発行されており、文部科学省の『外国人児童生徒受入の手引き』とは全く別のものである。

茨城県において、このハンドブックの利用頻度や浸透度は各学校によって異なるが、水戸市総合教育研究所によると、各学校の管理職などにハンドブックの存在や使い方を伝えてはいるが実際に使っているかどうかの把握はできていないと言う。

### (2) 茨城県のハンドブック

茨城県教育委員会から配布されている『帰国・外国人児童生徒等ハンドブック』（2021年6月現在）は、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒等のための学習手引きであり、生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用できるようにしている。そのハンドブックには、英語、中国語、フィリピン語（タガログ語）を含む12言語での翻訳が用意されており、そのほとんどが日本語とその読み方、母語の意味の3種類が書かれている。

このハンドブックは3種類あり<sup>1)</sup>（2022年1月現在では5種類になっている）、学校生活のなかで主に使われるフレーズや挨拶等が書かれている「ハンドブック1」、学習時間や算数の時間に先生からよく聞く質問が書かれている「ハンドブック2」、そして、ものや場所の名前、動作など、生活科に関することが書かれている「ハンドブック3」がある。

「ハンドブック1」は、外国であれば特別活動が学校教育課程に位置づいていない場合が多いので、給食や掃除の内容を盛り込むことにより外国人児童生徒が日本の学校文化に馴染むように配慮しようとしている内容である。「ハンドブック2」は、授業時に先生が頻用する質問や算数の時間に使われる単語等が記載されている。「ハンドブック3」は、その内容から、職員室などの学校の教室の名前はもちろん、「かだん（花壇）」「じょうろ（如雨露）」「うえる（植える）」「えさ（餌）をやる」などの日常的には使わないような単語・フレーズの記載があり、授業理解を深めるための補助的機能を持つ。

### (3) 他都府県のハンドブック

#### ①東京都

東京都教育委員会が発信しているハンドブックは2種類ある。

一つは、外国人児童・生徒用日本語テキスト「たのしいがっこう<sup>12)</sup>」という低学年児童を対象としたテキストで、英語や中国語、フィリピン語を含む全23言語の翻訳が用意されている。このテキストは、日本語指導が必要な外国人児童生徒の多様化する言語に対応して日本語指導の充実を図るとともに、学校生活への適応指導にも役立てていくことを目指して、1993(平成5年)3月、1994年3月、1995年3月、2009年3月及び2021年1月に発行したものである。全部で10項目構成となっており、各項目は日本語とその読み方(ローマ字)、そして選択した言語での翻訳が書かれている。また、全て色のついた絵と共に書かれているため、子どもが目で見えて理解できるような仕組みになっており、各項目の内容は比較的少ない。

もう一つは「日本語指導ハンドブック<sup>13)</sup>」であり、日本語学級の設置がない、または日本語指導教員の加配等がない学校をはじめ、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する教育を一層推し進めることを目的として2018(平成30)年度から日本語学級の教員あるいは日本語指導員のために配布された。これには、「日本語指導ハンドブックその1(初級者対象)」と「日本語指導ハンドブックその2(中級者対象)」があり、それぞれのレベルに合った補助資料も用意されている。「日本語指導ハンドブックその1(初級者対象)」は、15課30単元であり、初期指導30時間分扱いで、各単元は、単元目標、単元の指導内容、本時の指導目標、指導のポイント、アクティビティ(活動)の方法及び注意点、本時の展開、教材・ワークシートが学習指導案のようにまとめられており、このハンドブックを見ればすぐに授業ができるように配慮されている。また、補助資料には、ひらがなの練習のできるプリントがあり、小学校低学年の学習ドリルと様式のようなつくりとなっている。「日本語指導ハンドブックその2(中級者対象)」は、「その1」で習得しきれなかった項目を「その2」で発展的な練習を繰り返し替えることができるよう工夫されて作成された。32時間扱いとなっており、全15単元である。各内容は、「その1」と同様に学習指導案のような構成となっている。補助資料としては、「ひらがな練習張(第1単元)」や「カタカナ練習張(第2単元)」、「数詞を覚えよう(第6単元)」、「感じの組み立て・漢字のパズル表(第15単元)」を含む9つの資料がある。練習用のプリントもあれば、ハンドブックに記載されていることを多く取り入れたプリントもあった。これらのプリントは全て日本語表記となっており、他の言語で書かれたものはない。

東京都のハンドブックの特色は、色のついた絵が多く使われていることである。モノクロで図や絵の少ないハンドブックと比べると、東京都の方が内容として頭に入りやすいと感じた。さらに内容の構成がシンプルなため、目次からその章に何が書かれているのかを瞬時に判断できる。そして、外国人児童・生徒に向けたハンドブックのみではなく、日本語指導に関するハンドブックが配布されていた。東京都の日本語教師に対するハンドブックは、研修がなくともすぐに授業の展開を可能にしている。なお、このハンドブックは東京都が2009(平成21)年度から開始した日本語指導研究開発モデル地域(新宿及び八王子市)の研究の成果をもとにまとめたものである。

## ②愛知県

全国で一番外国人児童生徒の多い愛知県においては、愛知県教育委員会が外国人児童生徒に対する資料のみならず保護者に対する資料・文書を提示し、児童生徒だけではなくその保護者が日本の学校生活に馴染めて参加できるように配慮しようとする。また、外国人児童生徒自身に対する資料やテキストは市町村別でも作成している<sup>14)</sup>。その一例として、豊橋市教育委員会<sup>15)</sup>作成による児童生徒用テキスト『初期適応指導教材』及び『にほんごワークブック』を以下に挙げる。

『初期適応指導教材』はポルトガル語とタガログ語の日常会話が記載されており、ブラジルとフィリピンの出身者が多数を占めていることを反映している。『にほんごワークブック』は「適応指導・ひらがな・語彙」、「カタカナ・語彙・文の勉強」、「日本の歴史（上）、日本の歴史（下）」、「中学校生活 Let's Start」、の5書類が用意されている。注目すべきは、使用言語がポルトガル語と日本語の2種類のみであり、豊橋市が地域の実態に合わせ、英語よりもブラジル人児童生徒のためにポルトガル語の資料作成に力を入れていることがわかる。

### ③大阪府

大阪府教育委員会が発行<sup>16)</sup>しているハンドブックの特色は、家庭学習用動画が掲載されていること<sup>17)</sup>である。また、子どもたちの学校生活を支援し、保護者の不安を除くために、11カ国語で学校生活に関する様々な情報を提供する「多言語による学校生活サポート情報<sup>18)</sup>」や、子どもたちの進路の選択を支援するため、日本語を含めた14カ国語で進路に関する情報を提供する「多言語による『進路選択に向けて』（中学生のための資料）」、教職員や支援員、サポーターへ、日本語指導に関する情報・学習材・役に立つ外部リンク集を提供する「日本語指導に関する情報&学習教材」など様々な人に向けた手厚いサポートの提供が見られる。

特に、「多言語による学校生活サポート情報」は、子どもたちへの情報と保護者の方への情報の2分野に分けられており、その内容も幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育制度や学校生活についてだけでなく、児童生徒が自身で進路を選択できるような情報サポートや卒業後に就職できるようにするための仕事の情報まで提供しており、手厚い内容となっている。

大阪府の取り組みは、子どもに対しても保護者に対しても丁寧な対応（あくまでインターネット上での）である。特に、戦前期より日本に在住している在日コリアンや華僑を中心とする「オールドカマー」が非常に多いという歴史的背景もあり、学校生活や地域の日本語教室についての情報、進路先の紹介を充実し、外国人児童生徒にとって安心できる環境を提供しようとする姿勢が強いようである。

## 水戸市立小学校における日本語指導

### (1) 茨城県における日本語指導の概要

2020（令和2）年時点での茨城県公立・私立小学校での外国人児童数は、1,923人であり<sup>19)</sup>、10年前（2010年）に比べると約740人増加している。「茨城県地域日本語教育実態調査報告書（2020年12月）<sup>20)</sup>」によると、日本語指導を必要としている外国人児童生徒の割合は、84.1%である。最も多くの外国人児童が在籍しているつくば市で290名、続いて常総市が269名、土浦市が137名となる。また、在籍児童生徒の保護者とのコミュニケーションにおいて日本語が伝わらず意思疎通に困っているという声を聞いたことがあるかというアンケートに対して、「ある」と答えた学校の教員等は100.0%、つまり全員という結果となっている。

このような状況に対応するため茨城県教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒が一定数在籍する学校に配置される加配教員の配置、及び教員の補助者として有償で日本語指導に協力する日本語指導員（支援員）の配置を推進しており、2020年の前掲報告書では加配教員で48.6%、支援員で

37.8%の割合（人数まで記されていない）の配置がなされている。また、茨城県教育委員会は、「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック」の提供のほか、日本語指導ボランティアの募集やJETプログラム<sup>21)</sup>による外国人指導補助手等の配置を行っている。

## (2) 水戸市における日本語指導

水戸市の外国人児童数は、茨城県では7番目に多い70名で、日本語指導を必要としている児童数は約30名（日本国籍の児童を含む）である。そして2021年度現在、日本語学級を担当する加配教員は1名、日本語指導員は4名が配置されている。日本語指導員を必要としている小学校は14校（外国籍の児童の在籍が10校、日本国籍の児童の在籍が4校）あるため、日本語指導員は1人が4～5校担当し、各学校を巡回しながら週2時間程度の授業を行っている状況である。また、加配教員、日本語指導員ともに日本語教育資格がなくとも教員免許があれば指導できるが、日本語教育関係の研修は特にない。

### ①水戸市立A小学校の実践

水戸市立A小学校にて日本語学級を担当している加配教員のH先生の授業実践とインタビューに関する記録（2021年7月9日訪問）を基に述べてみる。

A小学校には、日本語教室「日本語つくし」があり、そこに在籍している児童は3名であった。フィリピン出身日本国籍の小学2年生、ベトナム国籍の小学3年生、フィリピン出身日本国籍の小学6年生という「ニューカマー」である。それぞれ日本滞在歴は、1年、2年、3年であり、各自、必要な際に「日本語つくし」に通級するけれども普段は自身の配属学級で学習している。なお「日本語つくし」に在籍はしていなくても日本語指導を必要としている児童が在学しているが、その国籍は、日本9名、ベトナム、中国、韓国が各1名ずつ、計12名であった。ただ当時の彼らは普通学級に在籍しており、「日本語つくし」での日本語指導授業の補助をする必要のない力があつたようである。

H先生の授業は、3年生の算数と2、3年生の国語（日本語）である。児童は特に教師が平易な日本語を用いる必要がない程度の学力があるようで、算数の授業は児童の教科書の内容をマンツーマン指導で行っており内容も学年相応のもの、国語の授業は、『ひろこさんのたのしいほんご1』という教科書のコピーを用いて行われ、「います」「あります」「どこにいますか」「いますか」の習得を目的とした内容であった。H先生によれば、「日本語つくし」教室での年間指導計画書の調製はしておらず、個別の指導計画書を前年度に実施した課題等を踏まえた上で作成していると言う。

A小学校の場合、加配教員として常駐しているH先生は日本語教育の資格を保有しているわけでも日本語教育を学んでいたわけでもないため、日々葛藤を抱えながら教育にあたっている。また日本語指導だけではなく通常学級での算数を担当している。通常学級での授業を行う際には特に日本語指導・支援をしているわけではなく、学級担任とのコンタクトを頻繁にすることで、日本語指導を要する児童に対して内容が遅れた場合の対応をするほか、相応のオリジナル教材を使うようにしている。日常生活におけるサポート（トイレの使い方や靴箱の使い方、給食など）と授業内でのサポートはだいたい5:5であり、折り紙などの日本文化は授業の一環として取り扱う場合が多い。通常学級の授業内でのサポートとしては、毎時間ではないが休み時間等を含め、先生や他の児童たちが話したことを簡単に言い直したり、繰り返したりすることが多く、なるべく他の児童の授業の邪魔にならないように声の大きさや立ち位置を工夫している。彼らの生活適応については学級におい

て担任が指導しており、H先生は担任からの報告を受けた場合のみ、後日に児童へ指導を行っている。またH先生は、外国人児童とのコミュニケーションが日常的にとれたとしても保護者とのコミュニケーションに対しての不安や心配が大きいと、母語支援者を配置してもらえると保護者の支援等が期待できるのではないかと語る。

A小学校校長、教頭、H先生に加配教員のメリットとデメリットを伺ったところ、日本語支援員との関わりがないため比較できないとのことであった。また、茨城県教育委員会が配布している「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック」については実際に活用しておらず、文部科学省作成『外国人児童生徒受入れの手引き』は理解を深めるために教務主任、担当者（ここでいう加配教員）と外国人児童の担任等が使用しているものの、A小学校全体でこの手引きを共有しているわけではないため、教職員組織を通じて使用しようとする傾向がなく、現時点では外国人児童に対する日本語教育・指導が学校全体の課題にあがっていない。

## ②水戸市立B小学校の実践

日本語指導員として水戸市立B小学校に派遣されているO先生の授業見学と聞き取りによる記録を基とした知見を述べる（2021年11月15日訪問）。B小学校で日本語指導員担当O先生が派遣されるのは、月曜日と木曜日の週2日である。今回は、月曜日の1時間目と2時間目の授業参観を行い、3時間目にインタビューを行った。

1時間目には、来日1年半の小学5年生と幼稚園ごろから日本に住んでいる小学2年生の2名の指導にあっていた。日本語教室のような特別な教室はなく会議室での授業であり、教材も各個人で別のものを用意している。その内容は、漢字や熟語の学習、ひらがな等のいわゆる「日本語」の授業が行われている。両児童とも教科書を使って内容を読み解いたり学習したりするまでの能力がまだないということで、日本語指導員の先生の用意したプリントを解いていた。各自でプリントを解いた後にO先生に確認してもらおうという流れで授業は行われていた。そして、授業時間が残り10分になると日本語の「聞くこと」「読むこと」の能力向上を図るため読み手と捕り手に分かれてかるた遊びを行っていた。2時間目は、1時間目にいた2年生児童のみの学習指導であった。1時間目の続き（ひらがなとカタカナの学習）を行ったあと、教科書の音読をしている。この音読は、クラスの学習進度とは関係なく、当該児童が読みたい内容の部分を一緒に読み、読み方や意味の確認を一緒にしていた。また、100～150までの数え方や3の段、5の段の掛け算の復習、文章のなかから単語を見つけて丸を付けるプリント学習が行なわれた。O先生の意向は、まず「日本語」の学習を楽しいものだと思ってもらうために、教室内で受ける通常の授業よりも厳しい縛りをつけずに行うことを意識しているという。そのため、児童が自分で集中できるような環境を整えている雰囲気醸し出されていた。

現在4校（小学校3校、中学校1校）の日本語指導を掛け持ちしているO先生は、公立学校（小学校・中学校・特別支援学校）の教員歴があるが、日本語の教育資格は未取得であり、日本語の教育方法を学んだりした専門家ではない。しかし、特別支援学校での勤務経験から、一人一人に合わせた教育方法を研究しながら日本語のクラスにおいて児童にあったプリントや教材の準備をしている。特に、茨城県教育委員会による「いばらきっ子かるた」を頻繁に使用している。ただ、授業数が限定されるので学習指導の継続性は担保されるとは言いがたく、日本語学級としての運営がされているわけではないため授業外での児童との関わりは一切ない。そのため、生活適応に関する指



導や他授業での補助、担任とのコンタクトもない。日本語学級を担当できる加配教員の立場であれば、担任とのコンタクトを取りながら授業の進捗確認や児童の日常の様子を斟酌した指導ができるけれども、日本語指導員の立場では児童との日常的なコミュニケーションを取ることは難しい。

また水戸市の他の日本語指導員との交流はほとんどなく、年に1度のみ顔合わせがあるものの研修会や懇談会などはない。指導員1年目から研修もなく業務が始まるので、学校現場を知悉している元教師でも日本語教育の学校現場を知らない人であれば右も左も分からない状態で臨むことになるという。他方、研修会開催時には、水戸市総合教育研究所からの連絡により、参加するかどうかを選ぶことができる。研修制度は充実させることが望ましいけれども、研修体制として研修講師が少ない憾みがあるため、茨城県全体あるいは関東地区での大きな研修会の開催や指導員同士の交流会などの機会作りが必要だと言う。

## 結語

外国人児童生徒への日本語教育は2014年の学校教育法施行規則の改正により「特別の教育課程」として位置づけられたことで、日本語指導を必要とする児童生徒が一人でもいれば、各学校は日本語指導を義務として行い、且つ自治体はその指導体制構築の責任を負うこととなった。しかし、外国人が集住する地域と散在する地域があり、その対応に濃淡がある。外国人が集住している地域では、今までの経験や研究の蓄積がなされているため外国人児童生徒への日本語教育や指導のシステム化がなされている。当然ながら、日本全国を見ると多くの外国人が生活する集住地域は少なく、まばらにしか住んでいない散在地域が大半である。散在地域の地域や学校では、外国人児童生徒への教育・指導について試行錯誤を重ねながら取り組む必要があり、また外国人児童生徒の教育は基本的に各自治体が措置することとなっているが、散在地域では外国人児童生徒が在籍する学校や担当教員に依存している。

水戸市において日本語指導を必要としている児童数は約30名（日本国籍の児童を含む）で、2021年度現在、日本語学級を担当する加配教員（水戸市立A小学校）は1名、日本語指導員は4名が配置された。日本語指導員を必要としている小学校は14校（外国籍の児童の在籍が10校、日本国籍の児童の在籍が4校）あるため、日本語指導員は1人が4～5校担当し、各学校を巡回しながら週2時間程度の授業を行っている状況である。彼らに行ったインタビューによると、担当児童は日常の日本語をある程度理解している、つまり生活言語の力がついている段階の児童であり、彼らは専ら学習言語の習得を目的とした指導を日本語指導教室にて行っている。茨城県教育委員会の「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック」は参考程度で、教員が児童の状況をみながら教材作成や授業を行っているほか、学級担任との連絡、保護者との連携の重要性を指摘する。なお、非常勤の日本語指導員は特に研修を充実させることを望んでいる。

本稿で取り上げた水戸市は県庁所在地であるけれども外国人児童生徒があまり多くはない。よって、学校での日本語指導体制が漸次整備されてはいるものの、個々の担当教員の努力に多くを依存している。また、本稿ではその対象を小学生に限定したので学習言語習得の教育実践に焦点をあてることができたが、外国人の子どもに対する日本語指導の問題は、学力獲得、進路保障、不就学な

ど、中等学校でより複雑化する。小学校・中学校・高等学校における一貫した日本語指導の構築については、今後、多面的な研究の蓄積が求められている。

## 注

- 1) 佐久間孝正 2014 「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修大学人間科学論集 社会科学編』 vol.4(No.2)。
- 2) 外国人児童生徒への日本語教育に関する最近の研究動向は、概観的研究と各個（事例）研究に大別される。概観的研究では、大野彰子（代表）『外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究報告書』国立教育政策研究所、2015年、荒牧重人ほか編『外国人の子ども白書 権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』明石書店、2017年、を挙げることができる。各個研究は扱う地域やアプローチが多様で、藤井美保・孫恩恵「外国人児童の学校生活における日本語教室の機能：U市T小学校の事例から」『熊本大学教育学部紀要』63号、2014年、竹元志穂・丸山剛「栃木県の小学校日本語指導教室における多文化共生教育に関する事例研究」『宇都宮大学教育学部教育実践紀要』1号、2015年、古川敦子「日本語指導を担当する小学校教員の教育観変容に関する事例的研究」『群馬大学国際教育・研究センター論集』14号、2015年、古川敦子「外国人児童に対する日本語指導の実践と課題 一小学校教員による「個別の指導計画」」『共愛学園前橋国際大学論集』15号、2015号、松井孝彦・松井千代「外国人児童に対する取り出し授業内での10分間多読の実践」『日本語教育』174号、2019年、古川敦子「外国人児童の在籍学級での学習参加のための「個別の指導計画」作成と実践 一小学校4年生の国語科授業における実践事例をもとに」『共愛学園前橋国際大学論集』21号、2021年、を挙げることができる。
- 3) ①「サバイバル日本語」プログラムは、来日直後の児童生徒が、日本の学校生活や社会生活について必要な知識や日本語を使って行動する力をつけることが目的のプログラム。挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習することが主な活動。②「日本語基礎」プログラムは、文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラム。基本的に(A)発音の指導、(B)文字・表記の指導、(C)語彙の指導、(D)文型の指導の4つがある。③「技能別日本語」プログラムは、「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習であり、小学校高学年以上、特に中学生に有効なプログラム。④「日本語と教科の総合学習」プログラムは、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを一つのカリキュラムとして構成し、児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせる授業で学ばせるというプログラム。文部科学省はそのためのカリキュラムとして、「JSL カリキュラム」を開発している。⑤「教科の補習」プログラムは、在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教員や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習のこと。児童生徒の母語がしっかりしていて、支援者や教師が児童生徒の母語ができる場合は、母語で補助しながら進めることが有効とされる。
- 4) ブリタニカ国際大百科事典、2020年11月26日閲覧。  
<https://kotobank.jp/word/%E5%9B%BD%E8%AA%9E%E6%95%99%E8%82%B2-63749>

- 5) 「外国人の財産所得に関する政令」第2条1項2号。本政令は、1979(昭和54)年に廃止された。
- 6) 『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)』の結果について」文部科学省。2021年4月26日閲覧。 [https://www.mext.go.jp/content/1421569\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421569_002.pdf)
- 7) 「外国人児童生徒の適応指導や日本語指導について」文部科学省。2021年4月26日閲覧。 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm)
- 8) 教科指導等を通じながら外国人児童生徒の学習言語能力の育成を目指す Japanese as a second language (第二言語としての日本語) カリキュラム (外国人児童生徒の初期指導から教科学習につながる段階の指導を支援するための教員用の指導資料)。
- 9) 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業(拡充)」文部科学省。2021年7月22日閲覧。  
[36. 帰国・外国人児童生徒受入促進事業\(拡充\) : 文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm)
- 10) 「外国につながる子ども支援のためのサイト『CLARINET』」文化庁。2022年1月18日閲覧。 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)
- 11) 「帰国・外国人児童生徒等ハンドブック1~3」茨城県教育委員会。2021年7月28日閲覧。 <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/gakuryoku/nihongo/book1-3.html>
- 12) 「外国人児童・生徒用日本語テキスト『たのしいがっこう』」東京都教育委員会。2021年7月28日閲覧。 [https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/japanese/tanoshi\\_gakko.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/japanese/tanoshi_gakko.html)
- 13) 「日本語指導ハンドブック」東京都教育委員会。2022年1月18日閲覧。 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/japanese/handbook.html#no02>
- 14) 「外国人児童生徒教育資料」豊橋市教育委員会。2021年7月28日閲覧。  
<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>  
「外国人児童生徒教育資料(日本語指導が必要な児童生徒)」豊橋市教育委員会。2021年4月26日閲覧。 <http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/kyouikunotebiki/4nihongo.pdf>
- 15) 「帰国・渡日指導生徒学校生活サポート」大阪府教育委員会。2021年7月28日閲覧。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>  
「家庭学習『やさしいにほんご』力だめしプリント 解説動画」大阪府教育委員会。2021年7月28日閲覧。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyuu-nihongo.html>
- 16) 「多言語による学校生活サポート情報」大阪府教育委員会。2021年7月28日閲覧。 <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/gakkousapo-to.html>
- 17) 「外国人児童数(公立・私立小学校)」政策企画部統計課「茨城の学校統計」。2021年5月17日閲覧。 [https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokusai/tabunka/jpn/data/documents/jidou-shou\\_r2.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokusai/tabunka/jpn/data/documents/jidou-shou_r2.pdf)
- 18) 「茨城県地域日本語教育実態調査報告書」茨城県教育委員会。2021年5月17日閲覧。 <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/documents/jittaihoukokusyo.pdf>
- 19) JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業(The Japan Exchange and Teaching Programmer)の略であり、外務省、総務省、文部科学省、(一財)自治体国際化協会(クレア)の協力のもと、地方公共団体が提供する事業である。外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を目的としており、英語や外国語の授業を行うALTが属している外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流員の3種に分けられる。
- 20) 前掲注18)。

21) 前掲注 19)。